

平成 25 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第3号	八戸市附属機関設置条例の設置に係る意見について	9
議案第4号	八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見について	15
議案第5号	八戸市教育振興基本計画について	35

議案第 1 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成25年 1 月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設（次号において「生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。」）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 2 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 25 年 1 月 29 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会を設置するためのものである。



## 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会）

第9条 縄文館の円滑な運営を図るため、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、縄文館の運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会)</p> <p>第9条 縄文館の円滑な運営を図るため、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、縄文館の運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>

議案第3号

八戸市附属機関設置条例の制定に係る意見について

別紙のとおり八戸市附属機関設置条例を制定することについては、八戸市教育委員会として異議がないものとする。

平成25年1月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡本潤子

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、八戸市附属機関設置条例の制定について、八戸市教育委員会としては異議がない旨の意見を述べるためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

総合計画策定委員会等を設置するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例

### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (設置)

第2条 市の執行機関に附属機関を別表のとおり設置する。

### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 八戸市総合計画審議会条例（昭和46年八戸市条例第29号）
  - (2) 八戸市通学区域審議会条例（昭和44年八戸市条例第13号）
  - (3) 八戸市総合農政審議会条例（昭和45年八戸市条例第27号）
  - (4) 八戸市予防接種事故調査会条例（昭和51年八戸市条例第54号）

## 別表（第2条関係）

### 1 市長の附属機関

名称	担任する事務
八戸市総合計画策定委員会	総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。）の策定に係る調査及び検討に関すること。
八戸市総合計画推進市民委員会	(1) 総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。
八戸市市政評価委員会	市長マニフェストの達成状況の評価に関すること。

八戸市復興計画推進市民委員会	(1) 八戸市復興計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 八戸市復興計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。
多文化都市八戸推進懇談会	多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定及び実施内容の調査等に関すること。
八戸市内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会	内丸地区街なみ環境整備事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金の交付に関し必要な事項について審査し、意見を述べること。
八戸市中心市街地にぎわい形成事業検討委員会	中心市街地のにぎわい形成事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市行政改革委員会	行政改革の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定審査会	新商品特定随意契約制度に係る事業者の認定等に関すること。
八戸市卓越技能者選考委員会	八戸市卓越技能者の審査及び選考に関すること。
八戸市総合農政審議会	(1) 総合的な農業施策について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 総合的な農業施策に関し必要な事項について意見を述べること。
八戸市経営再開マスタープラン検討会議	経営再開マスタープランに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市農業経営改善計画検討会議	農業経営改善計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市農産物ブランド戦略会議	農産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議をし、意見を述べること。
八戸市老人ホーム入所判定会議	養護老人ホーム等の入所措置に係る判定等に関すること。
八戸市市民後見推進協議会	(1) 成年後見制度の利用支援等に関すること。 (2) 市民後見人の養成等に関すること。

八戸市予防接種健康被害調査委員会	予防接種と健康被害との因果関係等の調査審議に関すること。
八戸市地域保健医療対策協議会	地域における保健医療対策に係る協議に関すること。
八戸市食育推進協議会	(1) 八戸市食育推進計画の推進その他食育の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。 (2) 食育推進活動等の促進に関すること。
八戸市都市計画マスタープラン策定委員会	八戸市都市計画マスタープランの策定に係る調査及び検討に関すること。

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
八戸市教育振興基本計画策定委員会	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
八戸市学齢児童生徒就学指導委員会	障がいのある就学前児童、学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導等について必要な事項の審議に関すること。
八戸市通学区域審議会	市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域の新設又は改廃に係る調査審議に関すること。
八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市史編纂委員会	市史編纂事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。





議案第4号

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る  
意見について

別紙のとおり八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、八戸市教育委員会として異議がないものとする。

平成25年1月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、八戸市教育委員会としては異議がない旨の意見を述べるためのものである。

議案第 号

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

附属機関の設置根拠等の見直しに伴う八戸市附属機関条例等の制定に合わせ、規定の整備をするためのものである。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬の額
監査委員	議会の議員の中から選任された者	月額 55,700円
	識見を有する者の中から選任された者	同 166,900円
教育委員会の委員	委員長	同 143,700円
	委員	同 127,600円
選挙管理委員	委員長	同 69,900円
	委員	同 55,200円
	補充員	日額 8,800円
農業委員会の委員	会長	月額 85,800円
	会長の職務代理者	同 55,700円
	部会長	
	部会長の職務代理者	同 47,800円
	部会の委員	同 45,100円
	委員	同 43,400円
固定資産評価審査委員会の委員		日額 8,800円
南郷区地域協議会の委員		
総合計画策定委員会の委員		
総合計画推進市民委員会の委員		
市政評価委員会の委員		
復興計画推進市民委員会の委員		
多文化都市八戸推進懇談会の委員		
内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会の委員		
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会の委員		
中心市街地にぎわい形成事業検討委員会の委員		
行政改革委員会の委員		

新商品特定随意契約制度事業者認定審査会の委員  
卓越技能者選考委員会の委員  
総合農政審議会の委員  
経営再開マスタープラン検討会議の委員  
農業経営改善計画検討会議の委員  
農産物ブランド戦略会議の委員  
老人ホーム入所判定会議の委員  
市民後見推進協議会の委員  
予防接種健康被害調査委員会の委員  
地域保健医療対策協議会の委員  
食育推進協議会の委員  
都市計画マスタープラン策定委員会の委員  
教育振興基本計画策定委員会の委員  
学齢児童生徒就学指導委員会の委員  
通学区域審議会の委員  
少年相談センター運営協議会の委員  
史跡根城跡保存管理計画検討会議の委員  
市史編纂委員会の委員  
協働のまちづくり推進委員会の委員  
特別功労者等表彰審査会の委員  
情報公開・個人情報保護審査会の委員  
特別職報酬等審議会の委員  
退職手当審査会の委員  
非常勤特別職職員公務災害補償等審査会の委員  
指定管理者選定委員会の委員  
健康福祉審議会の委員  
虐待等防止対策会議の委員  
民生委員推薦会の委員  
住宅審議会の委員  
防災会議の委員  
水防協議会の委員  
国民保護協議会の委員

男女共同参画審議会の委員  
環境審議会の委員  
廃棄物減量等推進審議会の委員  
国民健康保険運営協議会の委員  
中央卸売市場運営協議会の委員  
中央卸売市場取引委員会の委員  
魚市場運営審議会の委員  
魚菜小売市場使用者選考審査会の委員  
中小企業新事業活動審議会の委員  
ポータルミュージアムアドバイザーボードの委員  
勤労青少年ホーム運営審議会の委員  
景観審議会の委員  
緑の審議会の委員  
建築審査会の委員  
建築紛争調停委員会の委員  
旅館等建築審議会の委員  
開発審査会の委員  
住居表示審議会の委員  
都市計画審議会の委員  
土地区画整理審議会の委員  
評価員  
総合教育センター運営協議会の委員  
学校給食審議会の委員  
社会教育委員  
図書館協議会の委員  
博物館協議会の委員  
埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員  
美術館運営協議会の委員  
公民館運営審議会の委員  
文化財審議委員  
臨時文化財審議委員  
青少年問題協議会の委員

公害健康被害者認定審査会の委員	同	16,300円
障害程度区分判定審査会の委員	同	12,000円
その他の非常勤の職員	各機関の長が市長と協議して定めた額	

別表第2（第2条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
						甲地方	乙地方	
監査委員(常勤者を除く。)	乗車する客車の運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金	乗船する船舶の運賃、特別船室料金及び寝台料金	現に支払った運賃	37円	1,400円	13,900円	12,500円	2,800円
教育委員会の委員 選挙管理委員 農業委員会の委員 固定資産評価審査委員会の委員 南郷区地域協議会の委員 総合計画策定委員会の委員 総合計画推進市民委員会の委員 市政評価委員会の委員 復興計画推進市民委員会の委員	乗車する客車の運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金	乗船する船舶の運賃、特別船室料金及び寝台料金	現に支払った運賃	37円	1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

多文化都市八戸推  
進懇談会の委員  
内丸地区街なみ環  
境整備事業検討委  
員会の委員  
中心商店街空き店  
舗・空き床解消事  
業補助金審査委員  
会の委員  
中心市街地にぎわ  
い形成事業検討委  
員会の委員  
行政改革委員会の  
委員  
新商品特定随意契  
約制度事業者認定  
審査会の委員  
卓越技能者選考委  
員会の委員  
総合農政審議会の  
委員  
経営再開マスター  
プラン検討会議の  
委員  
農業経営改善計画  
検討会議の委員  
農産物ブランド戦  
略会議の委員  
老人ホーム入所判  
定会議の委員  
市民後見推進協議  
会の委員

予防接種健康被害  
調査委員会の委員  
地域保健医療対策  
協議会の委員  
食育推進協議会の  
委員  
都市計画マスター  
プラン策定委員会  
の委員  
教育振興基本計画  
策定委員会の委員  
学齢児童生徒就学  
指導委員会の委員  
通学区域審議会の  
委員  
少年相談センター  
運営協議会の委員  
史跡根城跡保存管  
理計画検討会議の  
委員  
市史編纂委員会の  
委員  
協働のまちづくり  
推進委員会の委員  
特別功労者等表彰  
審査会の委員  
情報公開・個人情報  
保護審査会の委  
員  
特別職報酬等審議  
会の委員



退職手当審査会の  
委員  
非常勤特別職職員  
公務災害補償等審  
査会の委員  
指定管理者選定委  
員会の委員  
健康福祉審議会の  
委員  
虐待等防止対策会  
議の委員  
民生委員推薦会の  
委員  
障害程度区分判定  
審査会の委員  
住宅審議会の委員  
防災会議の委員  
水防協議会の委員  
国民保護協議会の  
委員  
男女共同参画審議  
会の委員  
環境審議会の委員  
公害健康被害者認  
定審査会の委員  
廃棄物減量等推進  
審議会の委員  
国民健康保険運営  
協議会の委員  
中央卸売市場運営  
協議会の委員  
中央卸売市場取引

委員会の委員  
魚市場運営審議会の委員  
魚菜小売市場使用者選考審査会の委員  
中小企業新事業活動審議会の委員  
ポータルミュージアムアドバイザーボードの委員  
勤労青少年ホーム運営審議会の委員  
景観審議会の委員  
緑の審議会の委員  
建築審査会の委員  
建築紛争調停委員会の委員  
旅館等建築審議会の委員  
開発審査会の委員  
住居表示審議会の委員  
都市計画審議会の委員  
土地区画整理審議会の委員  
評価員  
総合教育センター運営協議会の委員  
学校給食審議会の委員

社会教育委員							
図書館協議会の委員							
博物館協議会の委員							
埋蔵文化財センター 一是川縄文館運営 協議会の委員							
美術館運営協議会 の委員							
公民館運営審議会 の委員							
文化財審議委員							
臨時文化財審議委員							
青少年問題協議会 の委員							
その他の非常勤の職員	各機関の長が市長と協議して定めた額						

- 備考 1 宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

別表第 1 関係

新	旧
固定資産評価審査委員会の委員	固定資産評価審査委員会の委員
南郷区地域協議会の委員	南郷区地域協議会の委員
総合計画策定委員会の委員	<u>国民健康保険運営協議会の委員</u>
総合計画推進市民委員会の委員	<u>建築審査会の委員</u>
市政評価委員会の委員	<u>防災会議の委員</u>
復興計画推進市民委員会の委員	<u>魚市場運営協議会の委員</u>
多文化都市八戸推進懇談会の委員	<u>勤労青少年ホーム運営協議会の委員</u>
内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会の委員	<u>社会教育委員</u>
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会の委員	<u>青少年問題協議会の委員</u>
中心市街地にぎわい形成事業検討委員会の委員	<u>特別職報酬等審議会の委員</u>
行政改革委員会の委員	<u>非常勤特別職職員公務災害補償等審査会の委員</u>
新商品特定随意契約制度事業者認定審査会の委員	<u>環境審査会の委員</u>
卓越技能者選考委員会の委員	<u>公民館運営協議会の委員</u>
総合農政審議会の委員	<u>図書館協議会の委員</u>
経営再開マスタープラン検討会議の委員	<u>土地区画整理審議会の委員</u>
農業経営改善計画検討会議の委員	<u>評価員</u>
農産物ブランド戦略会議の委員	<u>民生委員推薦会の委員</u>
老人ホーム入所判定会議の委員	<u>魚菜小売市場使用者選考審査会の委員</u>

<u>市民後見推進協議会の委員</u> <u>予防接種健康被害調査委員会の委員</u> <u>地域保健医療対策協議会の委員</u> <u>食育推進協議会の委員</u> <u>都市計画マスタープラン策定委員会の委員</u> <u>教育振興基本計画策定委員会の委員</u> <u>学齢児童生徒就学指導委員会の委員</u> <u>通学区域審議会の委員</u> <u>少年相談センター運営協議会の委員</u> <u>史跡根城跡保存管理計画検討会議の委員</u> <u>市史編纂委員会の委員</u> <u>協働のまちづくり推進委員会の委員</u> <u>特別功労者等表彰審査会の委員</u> <u>情報公開・個人情報保護審査会の委員</u> <u>特別職報酬等審議会の委員</u> <u>退職手当審査会の委員</u> <u>非常勤特別職職員公務災害補償等審査会の委員</u> <u>指定管理者選定委員会の委員</u> <u>健康福祉審議会の委員</u> <u>虐待等防止対策会議の委員</u> <u>民生委員推薦会の委員</u>	<u>通学区域審議会の委員</u> <u>都市計画審議会の委員</u> <u>総合農政審議会の委員</u> <u>総合計画審議会の委員</u> <u>学校給食審議会の委員</u> <u>住居表示審議会の委員</u> <u>予防接種事故調査会の委員</u> <u>中央卸売市場運営協議会の委員</u> <u>中央卸売市場取引委員会の委員</u> <u>中小企業新事業活動審議会の委員</u> <u>水防協議会の委員</u> <u>博物館協議会の委員</u> <u>特別功労者等表彰審査会の委員</u> <u>総合教育センター運営協議会の委員</u> <u>廃棄物減量等推進審議会の委員</u> <u>情報公開・個人情報保護審査会の委員</u> <u>住宅審議会の委員</u> <u>開発審査会の委員</u> <u>男女共同参画審議会の委員</u> <u>建築紛争調停委員会の委員</u> <u>旅館等建築審議会の委員</u>
---	---

住宅審議会の委員  
防災会議の委員  
水防協議会の委員  
国民保護協議会の委員  
男女共同参画審議会の委員  
環境審議会の委員  
廃棄物減量等推進審議会の委員  
国民健康保険運営協議会の委員  
中央卸売市場運営協議会の委員  
中央卸売市場取引委員会の委員  
魚市場運営審議会の委員  
魚菜小売市場使用者選考審査会の委員  
中小企業新事業活動審議会の委員  
ポータルミュージアムアドバイザーボードの委員  
勤労青少年ホーム運営審議会の委員  
景観審議会の委員  
緑の審議会の委員  
建築審査会の委員  
建築紛争調停委員会の委員  
旅館等建築審議会の委員  
開発審査会の委員

国民保護協議会の委員  
健康福祉審議会の委員  
景観審議会の委員  
緑の審議会の委員  
退職手当審査会の委員  
美術館運営協議会の委員

住居表示審議会の委員

都市計画審議会の委員

土地区画整理審議会の委員

評価員

総合教育センター運営協議会の委員

学校給食審議会の委員

社会教育委員

図書館協議会の委員

博物館協議会の委員

埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員

美術館運営協議会の委員

公民館運営審議会の委員

文化財審議委員

臨時文化財審議委員

青少年問題協議会の委員

別表第2 関係

新	旧
教育委員会の委員	教育委員会の委員
選挙管理委員	選挙管理委員
農業委員会の委員	農業委員会の委員
固定資産評価審査委員会の委員	固定資産評価審査委員会の委員
南郷区地域協議会の委員	南郷区地域協議会の委員
<u>総合計画策定委員会の委員</u>	<u>国民健康保険運営協議会の委員</u>
<u>総合計画推進市民委員会の委員</u>	<u>建築審査会の委員</u>
市政評価委員会の委員	<u>防災会議の委員</u>
<u>復興計画推進市民委員会の委員</u>	<u>魚市場運営審議会の委員</u>
<u>多文化都市八戸推進懇談会の委員</u>	<u>勤労青少年ホーム運営審議会の委員</u>
<u>内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会の委員</u>	社会教育委員
<u>中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会の委員</u>	文化財審議委員
<u>中心市街地にぎわい形成事業検討委員会の委員</u>	<u>臨時文化財審議委員</u>
行政改革委員会の委員	青少年問題協議会の委員
<u>新商品特定随意契約制度事業者認定審査会の委員</u>	<u>特別職報酬等審議会の委員</u>
卓越技能者選考委員会の委員	<u>非常勤特別職職員公務災害補償等審査会の委員</u>
<u>総合農政審議会の委員</u>	<u>環境審議会の委員</u>
<u>経営再開マスタープラン検討会議の委員</u>	<u>公害健康被害者認定審査会の委員</u>



農業経営改善計画検討会議の委員  
農産物ブランド戦略会議の委員  
老人ホーム入所判定会議の委員  
市民後見推進協議会の委員  
予防接種健康被害調査委員会の委員  
地域保健医療対策協議会の委員  
食育推進協議会の委員  
都市計画マスタープラン策定委員会の委員  
教育振興基本計画策定委員会の委員  
学齢児童生徒就学指導委員会の委員  
通学区域審議会の委員  
少年相談センター運営協議会の委員  
史跡根城跡保存管理計画検討会議の委員  
市史編纂委員会の委員  
協働のまちづくり推進委員会の委員  
特別功労者等表彰審査会の委員  
情報公開・個人情報保護審査会の委員  
特別職報酬等審議会の委員  
退職手当審査会の委員  
非常勤特別職職員公務災害補償等審査会の委員  
指定管理者選定委員会の委員

通学区域審議会の委員  
都市計画審議会の委員  
総合農政審議会の委員  
総合計画審議会の委員  
学校給食審議会の委員  
住居表示審議会の委員  
予防接種事故調査会の委員  
中央卸売市場運営協議会の委員  
中央卸売市場取引委員会の委員  
中小企業新事業活動審議会の委員  
水防協議会の委員  
博物館協議会の委員  
特別功労者等表彰審査会の委員  
廃棄物減量等推進審議会の委員  
情報公開・個人情報保護審査会の委員  
住宅審議会の委員  
開発審査会の委員  
男女共同参画審議会の委員  
建築紛争調停委員会の委員  
旅館等建築審議会の委員  
公民館運営審議会の委員

<u>健康福祉審議会の委員</u> <u>虐待等防止対策会議の委員</u> <u>民生委員推薦会の委員</u> <u>障害程度区分判定審査会の委員</u> <u>住宅審議会の委員</u> <u>防災会議の委員</u> <u>水防協議会の委員</u> <u>国民保護協議会の委員</u> <u>男女共同参画審議会の委員</u> <u>環境審議会の委員</u> <u>公害健康被害者認定審査会の委員</u> <u>廃棄物減量等推進審議会の委員</u> <u>国民健康保険運営協議会の委員</u> <u>中央卸売市場運営協議会の委員</u> <u>中央卸売市場取引委員会の委員</u> <u>魚市場運営審議会の委員</u> <u>魚菜小売市場使用者選考審査会の委員</u> <u>中小企業新事業活動審議会の委員</u> <u>ポータルミュージアムアードバイザリーボードの委員</u> <u>勤労青少年ホーム運営審議会の委員</u> <u>景観審議会の委員</u>	<u>図書館協議会の委員</u> <u>土地区画整理審議会の委員</u> <u>評価員</u> <u>民生委員推薦会の委員</u> <u>魚菜小売市場使用者選考審査会の委員</u> <u>総合教育センター運営協議会の委員</u> <u>障害程度区分判定審査会の委員</u> <u>国民保護協議会の委員</u> <u>健康福祉審議会の委員</u> <u>景観審議会の委員</u> <u>緑の審議会の委員</u> <u>退職手当審査会の委員</u> <u>美術館運営協議会の委員</u>
--	---

緑の審議会の委員

建築審査会の委員

建築紛争調停委員会の委員

旅館等建築審議会の委員

開発審査会の委員

住居表示審議会の委員

都市計画審議会の委員

土地区画整理審議会の委員

評価員

総合教育センター運営協議会の委員

学校給食審議会の委員

社会教育委員

図書館協議会の委員

博物館協議会の委員

埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員

美術館運営協議会の委員

公民館運営審議会の委員

文化財審議委員

臨時文化財審議委員

青少年問題協議会の委員



議案第 5 号

八戸市教育振興基本計画について

八戸市教育振興基本計画を次のとおり定める。

平成 25 年 1 月 29 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

八戸市教育振興基本計画 別冊

理 由

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものである。